

第119期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

株式会社 **栃木銀行**

第119期（2021年4月1日から）株主資本等変動計算書  
2022年3月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	27,408	26,150	—	26,150	1,745	106,987	3,755	112,487
会計方針の変更による累積的影響額							△ 161	△ 161
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,408	26,150	—	26,150	1,745	106,987	3,593	112,325
当期変動額								
剰余金の配当							△ 522	△ 522
当期純利益							3,098	3,098
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 15	△ 15				
自己株式処分差損の振替			15	15			△ 15	△ 15
土地再評価差額金の取崩							50	50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,611	2,611
当期末残高	27,408	26,150	—	26,150	1,745	106,987	6,204	114,937

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 2,346	163,699	△ 2,027	△ 793	△ 2,821	132	161,011
会計方針の変更による累積的影響額		△ 161					△ 161
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 2,346	163,538	△ 2,027	△ 793	△ 2,821	132	160,849
当期変動額							
剰余金の配当		△ 522					△ 522
当期純利益		3,098					3,098
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	35	19					19
自己株式処分差損の振替		—					—
土地再評価差額金の取崩		50					50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 8,652	△ 50	△ 8,702	4	△ 8,698
当期変動額合計	35	2,646	△ 8,652	△ 50	△ 8,702	4	△ 6,051
当期末残高	△ 2,311	166,184	△ 10,680	△ 843	△ 11,523	137	154,798

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 6年～50年  
その他 4年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。  
破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者  
実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者  
破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者  
要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者  
要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定または財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する債務者  
正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者  
正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の一定期間における平均値に基づき決定した予想損失率を乗じて計上しております。なお、大口の破綻懸念先に対する債権については、債務者ごとの回収可能性を見積り、予想損失率に基づき算定した貸倒引当金に対して必要と認められる追加的な引当額を計上しております。破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,485百万円であります。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

- 過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

ただし、嘱託・臨時従業員への退職給付については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

6. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。  
ステップ2：契約における履行義務を識別する。  
ステップ3：取引価格を算定する。  
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。  
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益のうち、投資信託の販売等に係る手数料収入等については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、カード年会費収入等、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、対価の受領時点を基準に収益を認識していた一部の手数料等（主として役務取引等収益に計上）については、顧客との契約における財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時点で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が161百万円減少し、その他負債が232百万円、繰延税金資産が70百万円それぞれ増加しております。また、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められ、債務保証に準じて処理していたクレジット・デリバティブについて時価評価を行ってありますが、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 11,308百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、「重要な会計方針」の「5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定及び翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

債務者区分は、貸出先の財務情報等をもとに定例及び随時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営改善計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等の変化により、翌事業年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

従来、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、当該感染症という）の感染拡大に伴う経済への影響は、当該感染症のワクチン接種や治療薬の普及が進むなか、感染拡大状況の緩やかな収束と、経済の緩やかな回復の想定時期を当事業年度末と想定しておりました。

当事業年度末においても、新たな変異株の発生による感染再拡大の懸念は依然続いており、翌事業年度においてもワクチン接種等の効果による感染縮小と、変異株の発生による感染再拡大の傾向は当面続くものと想定しておりますが、医療体制の充実と重傷者・死者の減少傾向とともに、経済的な影響は縮小していくものと想定しております。

ただし、一部の業種において、貸出先の財務内容の悪化が一定期間継続するものと想定しており、その想定範囲内で貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定に基づいて、債務者区分を決定し貸倒引当金を計上しております。

また、当該感染症の感染拡大に伴う影響により、特定の貸出先において、将来の財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が認められることから、当該影響を見積り、予想損失率の必要な修正を行い、当事業年度末において貸倒引当金を2,001百万円計上しております。これらの見積りの前提となる状況が変化した場合には、翌事業年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

なお、当該感染症の広がり方や収束時期、特定の貸出先に対する影響等に関しては、参考となる前例や統一的な見解がないため、一定の仮定を置いたうえで、入手可能な外部及び内部情報に基づき最善の見積りを行っております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,045 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,129 百万円
危険債権額	42,022 百万円
要管理債権額	1,331 百万円
三月以上延滞債権額	28 百万円
貸出条件緩和債権額	1,302 百万円
小計額	44,483 百万円
正常債権額	1,934,603 百万円
合計額	1,979,086 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,342百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	45 百万円
有価証券	180,456 百万円
貸出金	302,752 百万円
その他の資産	9 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,395 百万円
借入金	311,200 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他の資産13,500百万円、手形交換所差入保証金としてその他の資産3百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金713百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、377,561百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが340,797百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,270百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 25,698 百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 429 百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は20,697百万円であります。
10. ファイナンス・リース取引  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引  
 (1) リース資産の内容  
 ①有形固定資産  
 主として、事務機器等であります。  
 ②無形固定資産  
 ソフトウェアであります。  
 (2) リース資産の減価償却の方法  
 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 25 百万円
12. 関係会社に対する金銭債権総額 2,253 百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額 2,900 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益  
 資金運用取引に係る収益総額 39 百万円  
 役務取引等に係る収益総額 527 百万円  
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 51 百万円
- 関係会社との取引による費用  
 資金調達取引に係る費用総額 0 百万円  
 役務取引等に係る費用総額 263 百万円  
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 1,350 百万円

2. 関連当事者との間の取引  
 (1) 親会社及び法人主要株主(会社等に限る。)等  
 該当ありません。  
 (2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 とちぎんリーシング	所有 直接49.7% 間接50.3%	保証 取引 関係	当行住宅 ローン等の 保証取引	73,951	—	—

(注) 当行の住宅ローン等に対する保証を受けております。保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。取引金額は、当事業年度末の保証残高を記載しております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主(個人の場合に限る。)等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金(百万円)	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(注2)	科目	期末残高
役員	亀岡晶子	—	被所有 直接0%	当行 取締役	資金の貸付 利息の受取	17 0	貸出金	17
役員 の 近親者	亀岡晶子の 近親者	—	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	82 0	貸出金	79
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	アルプス設 備工業株式 会社 (注3)	20	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	19 0	貸出金	23
	株式会社 武尊 (注4)	20	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	115 1	貸出金	163
	弁護士法人 ほたか総合 法律事務所 (注4)	1	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	0 0	貸出金	30

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、市場金利等を勘案して利率等の取引条件を合理的に決定しております。

2. 資金の貸付の取引金額は、期中平残を記載しております。

3. 当行取締役頭取黒本淳之介の近親者が議決権の過半数を所有しております。

4. 当行取締役亀岡晶子の近親者が議決権の過半数を所有しております。

3. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

地域		種類	減損損失
栃木県内	営業用店舗2カ所、保養所2カ所	土地・建物・その他の無形固定資産	406 百万円
埼玉県内	営業用店舗1カ所	土地・建物	91 百万円
群馬県内	営業用店舗2カ所	土地・建物	240 百万円
東京都内	営業用店舗1カ所	土地・建物	197 百万円
茨城県内	営業用店舗1カ所	土地・建物	178 百万円
合計	—	—	1,113 百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

店舗統廃合等及び保養所の売却方針の決定、また営業キャッシュ・フローの低下により、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額1,113百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額又は不動産鑑定評価基準に準じた方法により算出した評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	5,229	0	78	5,151	(注)1
合計	5,229	0	78	5,151	

- (注) 1. 自己株式のうち普通株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。  
2. 普通株式の株式数の減少78千株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,889
関連法人等株式	—
合計	2,889

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	5,823	3,859	1,964
	債券	22,869	22,828	40
	国債	15,020	15,010	9
	地方債	6,209	6,184	25
	社債	1,639	1,634	5
	その他	22,347	22,150	197
	外国証券	5,019	5,000	18
	その他の証券	17,328	17,149	178
	小計	51,041	48,839	2,201
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	3,947	4,676	△ 729
	債券	318,985	324,562	△ 5,577
	国債	152,366	156,244	△ 3,877
	地方債	52,215	52,659	△ 444
	社債	114,403	115,659	△ 1,255
	その他	225,239	236,575	△ 11,336
	外国証券	1,991	2,000	△ 8
	その他の証券	223,247	234,575	△ 11,327
	小計	548,171	565,814	△ 17,643
合計	599,213	614,654	△ 15,441	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	556
組合出資金	4,305
合計	4,861

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
該当事項はありません。
6. 保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。
7. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,182	369	154
債券	34,642	59	0
国債	15,009	44	—
地方債	19,026	12	0
社債	605	2	—
その他	92,711	1,090	3,443
外国証券	—	—	—
その他の証券	92,711	1,090	3,443
合計	131,535	1,520	3,598

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、128百万円（うち、株式128百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、30%以上50%未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。なお、資産の自己査定における有価証券の発行会社が破綻懸念先以下の場合には時価が取得原価に比べ下落した有価証券について減損処理を実施しております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2022年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額  (百万円)	取得原価  (百万円)	差額  (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの  (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の  (百万円)
その他の金銭の 信託	834	834	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	339 百万円
貸倒引当金	3,946 百万円
退職給付引当金	748 百万円
賞与引当金	235 百万円
減価償却費	719 百万円
固定資産減損	314 百万円
有価証券償却	114 百万円
未払事業税	26 百万円
その他有価証券評価差額金	4,748 百万円
その他	691 百万円
繰延税金資産小計	11,885 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,286 百万円
評価性引当額小計	△ 3,286 百万円
繰延税金資産合計	8,599 百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金資産の純額	8,599 百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 3. 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,480 円 62 銭
1株当たりの当期純利益金額	29 円 67 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	29 円 51 銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名は次のとおりであります。  
営業経費 24 百万円

2. ストック・オプションの規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名	当行取締役 12名	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 160,600株	普通株式 123,500株	普通株式 81,500株
付与日	2012年7月17日	2013年7月17日	2014年7月15日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2012年7月18日～ 2042年7月17日	2013年7月18日～ 2043年7月17日	2014年7月16日～ 2044年7月15日

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 10名	当行取締役 10名	当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 50,500株	普通株式 99,700株	普通株式 69,800株
付与日	2015年7月14日	2016年7月15日	2017年7月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2015年7月15日～ 2045年7月14日	2016年7月16日～ 2046年7月15日	2017年7月15日～ 2047年7月14日

	株式会社栃木銀行 第7回新株予約権	株式会社栃木銀行 第8回新株予約権	株式会社栃木銀行 第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 7名	当行取締役 8名	当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 67,100株	普通株式 158,700株	普通株式 172,700株
付与日	2018年7月13日	2019年7月12日	2020年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2018年7月14日～ 2048年7月13日	2019年7月13日～ 2049年7月12日	2020年7月14日～ 2050年7月13日

	株式会社栃木銀行 第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 147,200株
付与日	2021年7月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2021年7月15日～ 2051年7月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2)ストック・オプションの規模及びその変動

当事業年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ①ストック・オプションの数

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利確定前			
期首	10,800株	24,900株	23,600株
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	4,100株	2,900株
未確定残	10,800株	20,800株	20,700株
権利確定後			
期首	—	—	—
権利確定	—	4,100株	2,900株
権利行使	—	4,100株	2,900株
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
権利確定前			
期首	15,700株	37,100株	39,700株
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	1,800株	3,500株	8,200株
未確定残	13,900株	33,600株	31,500株
権利確定後			
期首	—	—	—
権利確定	1,800株	3,500株	8,200株
権利行使	1,800株	3,500株	8,200株
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	株式会社栃木銀行 第7回新株予約権	株式会社栃木銀行 第8回新株予約権	株式会社栃木銀行 第9回新株予約権
権利確定前			
期首	54,500株	158,700株	172,700株
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	10,200株	23,000株	25,000株
未確定残	44,300株	135,700株	147,700株
権利確定後			
期首	—	—	—
権利確定	10,200株	23,000株	25,000株
権利行使	10,200株	23,000株	25,000株
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	株式会社栃木銀行 第10回新株予約権
権利確定前	
期首	—
付与	147,200株
失効	—
権利確定	—
未確定残	147,200株
権利確定後	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	234 円	350 円	408 円

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	670 円	347 円	440 円

	株式会社栃木銀行 第7回新株予約権	株式会社栃木銀行 第8回新株予約権	株式会社栃木銀行 第9回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	350 円	169 円	145 円

	株式会社栃木銀行 第10回新株予約権
権利行使価格	1 円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	163 円

(注) 1株当たりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された株式会社栃木銀行第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	株式会社栃木銀行第10回新株予約権
株価変動性 (注) 1	45.735 %
予想残存期間 (注) 2	2.01 年
予想配当 (注) 3	5.0円 /株
無リスク利率 (注) 4	△ 0.132 %

(注) 1 割当日前営業日 (2021年7月13日) から予想残存期間 (2.01年) に相当する過去104週分の当株価より算出したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2 当行取締役の任期に基づき見積っております。

3 2021年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

〔 2021年4月 1日から  
2022年3月31日まで 〕 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	27,408	30,036	113,473	△ 2,346	168,572
会計方針の変更による累積的 影響額			△ 248		△ 248
会計方針の変更を反映した 当期首残高	27,408	30,036	113,225	△ 2,346	168,323
当期変動額					
剰余金の配当			△ 522		△ 522
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,628		3,628
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 15		35	19
自己株式処分差損の振替		15	△ 15		-
土地再評価差額金の取崩			50		50
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	3,141	35	3,176
当期末残高	27,408	30,036	116,366	△ 2,311	171,500

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△ 2,022	△ 793	1,268	△ 1,547	132	1,159	168,317
会計方針の変更による累積的 影響額							△ 248
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△ 2,022	△ 793	1,268	△ 1,547	132	1,159	168,068
当期変動額							
剰余金の配当							△ 522
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,628
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							19
自己株式処分差損の振替							-
土地再評価差額金の取崩							50
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 8,653	△ 50	△ 93	△ 8,796	4	205	△ 8,586
当期変動額合計	△ 8,653	△ 50	△ 93	△ 8,796	4	205	△ 5,410
当期末残高	△ 10,676	△ 843	1,175	△ 10,344	137	1,365	162,657

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 1. 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

株式会社 とちぎんビジネスサービス  
株式会社 とちぎん集中事務センター  
株式会社 とちぎんカード・サービス  
株式会社 とちぎんリーシング  
とちぎんT T証券 株式会社

##### ② 非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社 とちぎんキャピタル&コンサルティング  
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合  
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合  
とちぎん農業法人2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

##### ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

##### ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社 とちぎんキャピタル&コンサルティング  
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合  
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合  
とちぎん農業法人2号投資事業有限責任組合

##### ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先	：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻懸念先	：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要管理先	：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
要注意先	：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定または財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する債務者
正常先	：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の一定期間における平均値に基づき決定した予想損失率を乗じて計上しております。なお、大口の破綻懸念先に対する債権については、債務者ごとの回収可能性を見積り、予想損失率に基づき算定した貸倒引当金に対して必要と認められる追加的な引当額を計上しております。破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,505百万円であります。

### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

### (7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

### (8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。
- (11) 特別法上の引当金の計上基準  
特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、連結される子会社及び子法人等が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (12) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理
- ただし、当行の嘱託・臨時従業員への退職給付については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (13) 重要な収益及び費用の計上基準
- ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準  
ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、契約に基づきリース料を収受する日に、受取リース料をリース収益として計上し、元本回収相当額（受取リース料から利息相当額等を差し引いた額）を売上原価として計上しております。
- 顧客との契約から生じる収益の計上基準  
顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する。  
ステップ2：契約における履行義務を識別する。  
ステップ3：取引価格を算定する。  
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。  
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
- 顧客との契約から生じる収益のうち、投資信託の販売に係る手数料収入等については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、カード年会費収入等、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。
- なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。
- (14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
当行及び連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (会計方針の変更)

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、対価の受領時点を基準に収益を認識していた一部の手数料等(主として役務取引等収益に計上)については、顧客との契約における財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時点で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が248百万円減少し、その他負債が319百万円、繰延税金資産が70百万円それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

##### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められ、債務保証に準じて処理していたクレジット・デリバティブについて時価評価を行っておりますが、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

##### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

##### (貸倒引当金)

###### (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 11,876百万円

###### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

###### ①算出方法

当グループは、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分(正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、「2.会計方針に関する事項」の「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

###### ②主要な仮定及び翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

債務者区分は、貸出先の財務情報等をもとに定例及び随時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営改善計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等の変化により、翌連結会計年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

従来、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、当該感染症という)の感染拡大に伴う経済への影響は、当該感染症のワクチン接種や治療薬の普及が進むなか、感染拡大状況の緩やかな収束と、経済の緩やかな回復の想定時期を当連結会計年度末と想定しておりました。

当連結会計年度末においても、新たな変異株の発生による感染再拡大の懸念は依然続いており、翌連結会計年度においてもワクチン接種等の効果による感染縮小と、変異株の発生による感染再拡大の傾向は当面続くものと想定しておりますが、医療体制の充実と重傷者・死者の減少傾向とともに、経済的な影響は縮小していくものと想定しております。

ただし、一部の業種において、貸出先の財務内容の悪化が一定期間継続するものと想定しており、その想定範囲内で貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定に基づいて、債務者区分を決定し貸倒引当金を計上しております。

また、当該感染症の感染拡大に伴う影響により、特定の貸出先において、将来の財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が認められることから、当該影響を見積り、予想損失率の必要な修正を行い、当連結会計年度末において貸倒引当金を2,001百万円計上しております。これらの見積りの前提となる状況が変化した場合、翌連結会計年度末において貸倒引当金は増減する可能性があります。

なお、当該感染症の広がり方や収束時期、特定の貸出先に対する影響等に関しては、参考となる前例や統一的な見解がないため、一定の仮定を置いたうえで、入手可能な外部及び内部情報に基づき最善の見積りを行っております。

### 3. 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く)172百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)等により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券であり、(再)担保に差し入れている有価証券は1,299百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,346 百万円
危険債権額	42,115 百万円
要管理債権額	1,331 百万円
三月以上延滞債権額	28 百万円
貸出条件緩和債権額	1,302 百万円
小計額	44,793 百万円
正常債権額	1,933,829 百万円
合計額	1,978,623 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,342百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	45 百万円
有価証券	180,456 百万円
貸出金	302,752 百万円
その他資産	9 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,395 百万円
借入金	311,200 百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保としてその他資産14,057百万円、手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金736百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、381,318百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが340,797百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日  
1999年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,270百万円
8. 有形固定資産の減価償却累計額 29,059 百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 429 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は20,697百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,367百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却586百万円、株式等売却損588百万円、株式等償却128百万円を含んでおります。
3. 減損損失

当行グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

地域		種類	減損損失
栃木県内	営業用店舗3カ所、保養所2カ所	土地・建物・その他の無形固定資産	427 百万円
埼玉県内	営業用店舗1カ所	土地・建物	91 百万円
群馬県内	営業用店舗2カ所	土地・建物	240 百万円
東京都内	営業用店舗1カ所	土地・建物	197 百万円
茨城県内	営業用店舗1カ所	土地・建物	178 百万円
合計	—	—	1,135 百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

店舗統廃合等及び保養所の売却方針の決定、また営業キャッシュ・フローの低下により、帳簿価額を回収可能額まで減額し当該減少額1,135百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額又は不動産鑑定評価基準に準じた方法により算出した評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	109,608	—	—	109,608	
合計	109,608	—	—	109,608	
自己株式					
普通株式	5,229	0	78	5,151	(注)1,2
合計	5,229	0	78	5,151	

(注) 1. 自己株式のうち普通株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。  
2. 普通株式の株式数の減少78千株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会 計年度 期首	当連結会 計年度 増加	当連結会 計年度 減少	当連結会 計年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				137	
合計			—				137	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	260百万円	2.5円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	261百万円	2.5円	2021年9月30日	2021年12月10日
合計		522百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当た り配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	313百万円	利益剰余金	3.0円	2022年3月31日	2022年6月30日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等（以下「当行グループ」という）は、銀行業務を中心に事業を行っております。これら業務を行うため、主な営業基盤である栃木県内を中心とした個人預金及び法人預金等によって資金調達を行っております。より多くのお客様から預金をお預かりし、預金の小口分散化を進めることによる安定した資金調達を基本方針としております。

資金運用については、地域経済の発展と豊かな社会作りのため、住宅ローンを中心として個人ローンや地元中小企業及び個人事業主等の育成・支援という地域金融機関としての公共的使命のもと、お客様の幅広い資金ニーズに対応した融資により行っております。徹底したリテール戦略による底辺拡大を行い、将来にわたる融資基盤造りを行うことを基本方針としております。有価証券運用については、国債・政府保証債・公共債のほか投資信託等も含め、安定運用を基本スタンスとした運用を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の個人、事業先に対する貸付金であり、信用供与先の財務内容の悪化等により債務履行能力に問題が生じ、資産の価値が減少ないし消滅する信用リスクに晒されております。また、一部の連結子会社においては、国内の法人向けにリース債権を保有しており、これについても信用リスクに晒されております。

有価証券は、債券を中心として株式、投資信託等を純投資目的、満期保有目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券については、売買目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利や市場価格の変動により資産の価値が変動し損失を蒙るリスクに晒されております。また、外国為替取引に伴う外貨建ての資産については、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外国為替取引にかかる為替先物予約取引を行っており、為替の変動リスクに晒されております。また、貸出金の信用リスクを削減するために、クレジット・デリバティブ取引を行っております。

負債である預金については、一定の環境の下で支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当行グループは、「リスク管理基本規程」及び「信用リスク管理規程」の他、信用リスクに関する諸規程に基づき、審査部、個人ローン審査室が個別債務者・案件に対し、与信審査、与信限度額の設定、与信情報管理、保証や担保の設定を管理し、資産査定室が内部格付等の審査・管理を行うことで、個別債務者の信用リスクを管理するとともに、管理部と連携して問題債権への対応を行う体制を整備し、随時、取締役会、経営会議にて審議、報告を行っております。

また、有価証券の発行体の信用リスクについては、資金運用部が、定期的に外部格付等の信用情報や時価の把握を行うことで管理しております。

さらに、リスク管理室が、業種集中や大口集中等のモニタリングを定期的に行って信用リスクの分散を図り、モニタリングの結果は定期的に取締役会、ALM委員会に報告しております。

これらの信用リスク管理の状況については、随時、監査部がチェックしております。

##### ②市場リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理基本規程」及び「市場リスク管理規程」に基づき、市場リスクを適切にコントロールするために、当行の体力に見合った市場リスクの限度額を定めており、資金運用部等の業務執行部門において、市場リスク量が限度枠内に収まるように市場取引等の運用を行っているほか、リスク管理室が、当行全体の金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等を統括的にモニタリングして限度額の遵守状況等を監視し、その結果を定期的に取締役会、ALM委員会に報告しております。

また、有価証券については、市場運用委員会を通じてリスクガバナンスの強化を図るとともに、適正なリスクテイク方針のもとでの安定収益の持続的な確保を目指した運用を行っております。さらに、当行の体力を勘案した保有限度額、評価損失絶対額及び損失限度額を定め、リスク管理室が日次で遵守状況をモニタリングしており、これに抵触した場合は、臨時の市場運用委員会を開催して対応を協議するなど、市場リスクに対する管理体制を整備しております。

外貨建ての資産については、「外国為替取引管理規程」において、資金ポジションの限度額を定めており、実需に応じてカバー取引を行っております。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達にかかる流動性リスクについては、資金運用部が、資金繰り表を作成・更新したうえ、リスク管理室に報告しているほか、「危機管理計画」により、平常時、注視時、懸念時、危機時の流動性準備額を定め、これを上回る流動性資産を保有していることを常時管理しております。

④市場リスクにかかる定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」であります。当行グループでは、これらを含む原則全ての金融商品について、市場リスクに関する定量的分析を行っており、市場リスクの内部管理にVaRを利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（信頼区間99%、観測期間240営業日）を採用しております。算定に使用している保有期間は商品区分により異なっており、「有価証券」のうち政策投資株式は180日、「貸出金」及び「有価証券」のうちの仕組貸出及び仕組債は90日、それ以外の金融商品については62.5日としております。なお、非上場株式については簿価を時価とみなし、時価がTOPIXに連動するものと仮定して算定しております。

2022年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失の推計値）は、全体で18,050百万円であります。

なお、当行グループでは、「有価証券」について、リスク計測モデルが算出する日々のVaRの値と実際の損益を比較し、損失がVaRを上回った回数によりモデルの有効性を検証するバックテストを定期的実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。但し、VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

連結貸借対照表における重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	599,355	599,355	-
(2) 貸出金	1,954,732		
貸倒引当金(*)	△ 11,440		
	1,943,292	1,941,855	△ 1,437
資産計	2,542,648	2,541,211	△ 1,437
(1) 預金	3,014,849	3,014,855	5
(2) 譲渡性預金	990	990	-
(3) 借入金	313,799	313,798	△ 1
負債計	3,329,639	3,329,643	4

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	611
組合出資金(*3)	4,305

(\*1) 非上場株式については「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

(\*3) 組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
うち 国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	6,570	61,856	78,230	99,068	129,826	169,994
うち 国債	—	—	25,010	—	49,151	93,225
地方債	1,723	3,447	5,370	9,381	36,423	2,078
社債	4,847	12,314	18,980	10,075	4,648	65,177
その他	—	46,095	28,868	79,612	39,602	9,513
貸出金 (*)	140,626	152,099	204,306	149,148	260,834	897,597
合計	147,196	213,956	282,537	248,216	390,660	1,067,592

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない43,120百万円、期間の定めのないもの106,999百万円は含めておりません。

(注3) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金 (*)	2,876,377	113,631	24,840
譲渡性預金	990	—	—
借入金	312,989	595	214
合計	3,190,357	114,226	25,054

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
その他有価証券				
国債・地方債等	167,386	125,547	—	292,934
社債	—	28,446	20,473	48,920
株式	9,771	—	—	9,771
その他	—	7,010	—	7,010
資産計	177,157	161,004	20,473	358,636

(\*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は240,719百万円であります。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
貸出金	-	-	1,941,855	1,941,855
資産計	-	-	1,941,855	1,941,855
預金	-	-	3,014,855	3,014,855
譲渡性預金	-	-	990	990
借入金	-	312,559	1,238	313,798
負債計	-	312,559	3,017,084	3,329,643

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に関するインプットの説明

## 資産

## 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、日本円OIS、スワップレート、倒産確率、倒産時損失率が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3に分類しております。

なお、私募債は、元利金等を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率における重要なインプットが観測不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、時価の算出にあたっては、観察できないインプットによる影響が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利に流動性リスクやマーケット動向等を反映させた割引率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、時価の算出に当たっては、割引率等における観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類してしております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2022年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.030%-7.143%	0.1967%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2022年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	15,297	5	△ 213	5,384	-	-	20,473	-

(\*1) 連結損益計算書の「有価証券利息配当金」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、時価算定を行う市場部門を中心に時価の算定に関する方針及び手続きを定めております。これに沿って、市場部門のバックオフィス等が時価を算定しております。算定された時価はバックオフィス等で、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続きに関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響の説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率は、実績値の過去平均を基準として線形性を考慮した補正を行っております。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	5,823	3,859	1,964
	債券	22,869	22,828	40
	国債	15,020	15,010	9
	地方債	6,209	6,184	25
	社債	1,639	1,634	5
	その他	22,444	22,231	213
	外国証券	5,019	5,000	18
	その他の証券	17,425	17,230	195
	小計	51,138	48,920	2,217
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	3,947	4,676	△ 729
	債券	318,985	324,562	△ 5,577
	国債	152,366	156,244	△ 3,877
	地方債	52,215	52,659	△ 444
	社債	114,403	115,659	△ 1,255
	その他	225,285	236,625	△ 11,340
	外国証券	1,991	2,000	△ 8
	その他の証券	223,293	234,625	△ 11,332
	小計	548,217	565,865	△ 17,647
合計	599,355	614,785	△ 15,429	

4. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,182	369	154
債券	34,642	59	0
国債	15,009	44	—
地方債	19,026	12	0
社債	605	2	—
その他	92,711	1,090	3,443
外国証券	—	—	—
その他の証券	92,711	1,090	3,443
合計	131,535	1,520	3,598

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、128百万円(うち、株式128百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、30%以上50%未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。なお、資産の自己査定における有価証券の発行会社が破綻懸念先以下の場合には時価が取得原価に比べ下落した有価証券について減損処理を実施しております。

## (金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2022年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	834	834	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
経常収益	41,646
うち 資金運用収益	25,606
うち 役務取引等収益	8,990
預金・貸出業務	1,896
為替業務	1,560
証券関連業務	82
代理業務	998
※1 金融商品取引業務	1,362
その他(投資信託関連手数料等)	3,090
うち その他業務収益	2,267
※2 商品有価証券売買益	1,633
その他	633
うち その他経常収益	4,781
貸倒引当金戻入益	—
償却債権取立益	274
株式等売却益	1,367
※3 その他	3,140

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

なお、以下の※1から※3の連結される子会社及び子法人等の収益以外は、主として当行グループの銀行業務から発生した収益であります。

- ※1 金融商品取引業務に係る収益は、とちぎんT T証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。
- ※2 商品有価証券売買益は、主にとちぎんT T証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。
- ※3 その他の収益は、株式会社とちぎんリーシングの「リース業」及び株式会社とちぎんカード・サービスの「カード業」から発生しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 会計方針に関する事項 (13) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しているため、省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
 (1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	681
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	594
契約負債 (期首残高)	319
契約負債 (期末残高)	309

契約負債は、主に、貸金庫手数料、私募債の期中事務管理手数料及びカード年会費に関する前受収益であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、245百万円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行及び連結される子会社及び子法人等では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
2023年3月期	39
2024年3月期	36
2025年3月期	26
2026年3月期	14
2027年3月期	7
2028年3月期	0
合計	124

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,542円	79銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	34円	75銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	34円	55銭

## (ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名は次のとおりであります。  
営業経費 24百万円

2. スtock・オプションの規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名	当行取締役 12名	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 160,600株	普通株式 123,500株	普通株式 81,500株
付与日	2012年7月17日	2013年7月17日	2014年7月15日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2012年7月18日～ 2042年7月17日	2013年7月18日～ 2043年7月17日	2014年7月16日～ 2044年7月15日

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 10名	当行取締役 10名	当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 50,500株	普通株式 99,700株	普通株式 69,800株
付与日	2015年7月14日	2016年7月15日	2017年7月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2015年7月15日～ 2045年7月14日	2016年7月16日～ 2046年7月15日	2017年7月15日～ 2047年7月14日

	株式会社栃木銀行 第7回新株予約権	株式会社栃木銀行 第8回新株予約権	株式会社栃木銀行 第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 7名	当行取締役 8名	当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 67,100株	普通株式 158,700株	普通株式 172,700株
付与日	2018年7月13日	2019年7月12日	2020年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2018年7月14日～ 2048年7月13日	2019年7月13日～ 2049年7月12日	2020年7月14日～ 2050年7月13日

	株式会社栃木銀行 第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 147,200株
付与日	2021年7月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2021年7月15日～ 2051年7月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2)ストック・オプションの規模及びその変動

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ①ストック・オプションの数

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利確定前			
期首	10,800株	24,900株	23,600株
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	4,100株	2,900株
未確定残	10,800株	20,800株	20,700株
権利確定後			
期首	—	—	—
権利確定	—	4,100株	2,900株
権利行使	—	4,100株	2,900株
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
権利確定前			
期首	15,700株	37,100株	39,700株
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	1,800株	3,500株	8,200株
未確定残	13,900株	33,600株	31,500株
権利確定後			
期首	—	—	—
権利確定	1,800株	3,500株	8,200株
権利行使	1,800株	3,500株	8,200株
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	株式会社栃木銀行 第7回新株予約権	株式会社栃木銀行 第8回新株予約権	株式会社栃木銀行 第9回新株予約権
権利確定前			
期首	54,500株	158,700株	172,700株
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	10,200株	23,000株	25,000株
未確定残	44,300株	135,700株	147,700株
権利確定後			
期首	—	—	—
権利確定	10,200株	23,000株	25,000株
権利行使	10,200株	23,000株	25,000株
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	株式会社栃木銀行 第10回新株予約権
権利確定前	
期首	—
付与	147,200株
失効	—
権利確定	—
未確定残	147,200株
権利確定後	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	234 円	350 円	408 円

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	670 円	347 円	440 円

	株式会社栃木銀行 第7回新株予約権	株式会社栃木銀行 第8回新株予約権	株式会社栃木銀行 第9回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	350 円	169 円	145 円

	株式会社栃木銀行 第10回新株予約権
権利行使価格	1 円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	163 円

(注) 1株当たりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された株式会社栃木銀行第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	株式会社栃木銀行第10回新株予約権
株価変動性 (注) 1	45.735 %
予想残存期間 (注) 2	2.01 年
予想配当 (注) 3	5.0円 /株
無リスク利率 (注) 4	△ 0.132 %

(注) 1 割当日前営業日 (2021年7月13日) から予想残存期間 (2.01年) に相当する過去104週分の当行株価より算出したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2 当行取締役の任期に基づき見積っております。

3 2021年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。